

## 論文

# 関東大震災罹災者バラックとその入居者について

—三井家寄贈公設バラックを手掛りに—

北 原 糸 子

KITAHARA Itoko

## はじめに

関東大震災では東京市約250万人口の6割とされる人々が罹災した。地震後発生した火災によって東京の中心部日本橋区、神田区、京橋区、それに墨田川東岸の本所・深川での被害は激烈さを極めた。罹災者がどのようにして住居、水、食糧を求めて彷徨したかは、震災体験談を通して個別的、断片的に知ることはできても、百万を超える罹災者が一体どのようにして応急的な対応が求められるこの時期を生き延びたのかについてなかなかその総体が把握できない。人々の動きがリアルに伝わってくるような研究がなされていないからである。<sup>(1)</sup>

こうしたことを明らかにするための基礎的な作業として、ここでは、震災関係資料の調査を通じて明らかになった三井各社の行った罹災者収容バラックに関する資料を紹介しつつ、罹災者収容バラックの概要を把握することからはじめたい。なお、当時「バラック」と呼称されたものは、公設の集団的バラック、集団的に居住する私設のバラック、個人の掘っ立て小屋に類するバラックなどのはぼ3つの様態に分けられる（田中傑氏論文参照）。

三井各社は震災発生後の9月5日、合名、銀行、物産、鉱山、倉庫の各部門から14名の委員を選定し、合名会社理事長田琢磨を委員長、小林正直を副委員長として救済事業委員会を結成し、救済事業に取り掛かった。<sup>(2)</sup>まずは内務省に500万円の義捐金拠出を申し出た。9月2日天皇が下賜した内帑金は1000万円であったから、これはそれ相応の多額な義捐金であった。なお、同時期に三菱も500万円を義捐した。

三井各社の救済事業委員会は、種々の物資の供給手配を開始するとともに、バラック建設を開始した。

東京市が9月27日に行ったバラックに関する調査で上げられているものを一覧表にすると表1、表2のようになる。ここに上げられている建設主体は表1の東京府、警視庁、四谷区、三井、それに表2の東京市である。このうち、表1に明らかなように、建設主体が「三井」と記されているものはこの段階ではまだ計画段階であったが、10月中旬にはほぼ罹災者収容がなされた（表7参照）。東京市の行った調査の位置づけからして、三井救済事業委員会が行うバラック建設事業は一企業の単なる私的な救済行為ではなく、公的救済の一端を担うものと位置づけられていたことがわかる。したがって、ここで考察の対象とするのは、公設バラックとして位置づけられるものに限ることにする。

## 1.1 東京市のバラック調査

東京市は調査課が主体となって、まず9月13日にバラックの調査を行った。この段階ではいまだ設置場所とその面積のみが記されるにすぎなかったが、9月27日に行った調査では三井救済事業を含めた公設バラックの概要がほぼ明らかとなった（表1, 2参照）。

表1 バラック建設概要I（1923年9月27日）

場所		戸数	坪数	建設者	許容人員	現在人員	備考
芝公園	芝新公園 東照宮前 芝中学運動場 三角公園 増上寺境内 計	504 172 64 16 64 820	15,112 516 192 48 166 16,034	東京府 東京府 東京府 東京府 三井建設 7,500		6,000	
芝離宮	芝離宮	974	3,006	東京府	6,000	576戸3,088	
日比谷公園	テニスコート付近 旧音樂堂前 円外三井集会場 計	228 700 54 982	583.9 2,400 138.5 3,122.4	三井建設 警視庁 三井建設 6,000		5,066	附便所100坪
新宿御苑	新宿御苑	172	971	四谷区	1,300	869	
九段	靖国神社前広場	490	1,680	警視庁	3,000	1,200	
上野公園	池ノ端 竹ノ台 凌雲寺東台 博覧会場敷地 計	768 240 378 220 1,606	4,800 500 500 5,300	警視庁 三井建設 9,000		3,631	附便所200坪 未完成
青山外苑		4,000	東京府				社会教育課管理
神宮内外連絡道路		1,800	東京府				未完成・2,3棟収容開始
	計	5,800			10,000	4,795	
麻布今井町三井男爵邸	200	450	三井建設	800	739		完成収容中
浅草本願寺	290	650	三井建設	1,000	未調査		始ど完成
石川島	70	180	三井建設				建設予定
砂町		500	三井建設				建設予定
大島町		300	三井建設				建設予定
本所業平		300	三井建設				建設予定
麹町上一、二町		350	三井建設				建設予定
神田猿楽町三井男爵邸		150	三井建設				建設予定
築地警察署前		200	三井建設				建設予定
三田四国町		100	三井建設				建設予定

出典『非常災害情報・バラックニ闇スル調査』都史資料集成第6巻別冊付録 平成17年

表2 バラック建設概要（東京市営）

建設域	建設箇所	件数	坪数
京橋区	京橋会館、築地小学校前 公園予定地、月島2号地、 京華小学校他6校	10	4,280
神田区	千塚小学校他11校	12	3,090
本郷区	湯島小学校他1校	2	500
深川区	*越中島、深川公園、岩 崎邸内、猿江御料地、明 治第二小学校他5校	10	6,050
日本橋区	坂本公園、浅草橋公園、 日本橋俱楽部、*常盤小 学校他6校	10	3,650
浅草区	浅草公園、待乳山公園、 育英小学校他5校	8	4,000
本所区	*安田邸、糧秣廠、*外 手小学校他7校	10	4,860
下谷区	竹町（公園予定地）、* 万年小学校	2	1,000
小石川区	*植物園	1	1,250
芝区	南梅小学校他2校	3	926
麹町区	*麹町小学校	1	214
計		69	29,790

\*印 計算値 \*29,820

出典『非常災害情報・バラックニ闇スル調査』都  
史資料集成第6巻別冊付録 平成17年

なお、震災後約1ヶ月になろうとするこの時  
期、二重橋前広場には軍用天幕に440戸、個人が  
設けた仮小屋110戸の約4000人、日比谷公園に  
は天幕に1500人、個人の仮小屋310人の併せて  
6,000人近い人々、それに芝公園には天幕196戸  
があり、徐々に公設バラックに入居しつつあると  
<sup>(4)</sup>されている。

東京市役所調査課は9月27日以降、個々のバ  
ラックの収容者について調査方針を掲げ、詳細な  
調査を行った。以下のような項目を立て、聞き取  
り調査のうち東京府の管理するものについては東  
京商科大学学生が動員され、その結果が調査課に  
<sup>(5)</sup>よってまとめられた。

調査の目的は、その緒言に明らかなように、「共同バラックハ畢竟スルニ仮建築ノ共同長屋」であるから、「種々ノ困難ナル問題ヲ惹起スルハ想像ニ難カラサル」処であり、今後「管理ノ良否、指導ノ巧拙、監督ノ寛厳」によっては過去の過ちを繰り返さないとも限らないとして、徹底調査をしておく必要があるというものであった。

調査項目は「バラック自体ニ関スルモノ」、「収容者ニ関スルモノ」、「バラックノ維持管理ニ関スルモノ」の3項に分け、それぞれには10目以上の詳細な項目が掲げられている。特に注目されるのは、「収容者ニ関スルモノ」の各目で、以下17目に亘るものであった。

1. 収容者ノ資格, 2. 収容人員, 3. 世帯数, 4. 家族数, 5. 乳児, 6. 傷病人, 7. 現住所別収容者分類, 8. 前職業別収容者分類, 9. 現職業, 10. 各世帯現在日収, 11. 扶養義務者ノ有無, 12. 扶養者数, 13. 働キ手ノ有無, 14. 親類ノ有無, 15. 財産ノ状態, 16. 持出荷物, 17. 衣類寝具, このほか、「バラックノ維持管理ニ関スルモノ」項目では、管理者、自治組織の有無などの調査も含まれている。これらの調査内容は出典に注記したごとく、東京都公文書館所蔵資料から抽出した関東大震災関係資料集、都史資料集成第6巻別冊付録『非常災害情報・バラックニ関スル調査』(2005年)としてすでに公刊されている。

ここでは、バラックの総体の動向とそのなかでの三井各社の救済事業のバラック、特に今井町三井邸内のバラックに焦点を合わせて行くことにしたい。上記の趣旨に沿い、表に摘記したものは調査報告の一部からの抽出に限られていることを予め断っておきたい。

## 1.2 バラック調査からわかること

### バラック起工・竣工・罹災者収容

これらの調査のうち、概要を知るための項目を表3（東京府・内務省が建設主体）、表4（東京市が建設主体）、表5（三井各社が建設主体）に摘記した。

これらの表中の起工・竣工時期から、公設バラックの起工時期は東京市の待乳山聖天町バラック（表4、no.3）の10月3日の1件を除いて、ほとんどは9月3日～9月15日頃までの9月中旬に集中し、竣工は9月下旬から10月初旬にかけてであったことがわかる。このなかで小石川区が管理者となった植物園バラックは一部既存建物を使用した関係もあり、竣工は9月7日と起工から4日を経て竣工しているが、罹災者収容はすでに起工の翌日の9月4日から行われている。収容開始時期は必ずしも竣工を待つというものではなかった。このように、竣工以前に入居がすでに開始されている事例は表に掲げたもののうち、東京府などの建設したもの8例のすべて（表3）、三井バラックの3例のうちのすべて（表5）で見られた。ここからも罹災民の収容の緊急性が窺われる所以である。

### バラックの居住空間

この調査では、バラック配置の平面図が付されているが、その外観を伝える図は残されていない。では、罹災者が収容される部屋はどのようなものであったのか。まず、収容される部屋は多くの場合は板の間仕切が付いた6畳、あるいは4畳半であり、畳はなくほとんどが莫薩か席、時にアンペラ莫薩とある。なお、表5のno.3今井町三井邸の場合の7畳は例外的であり、4畳半が圧倒的に多

表3 バラツク収容状況 東京府・区建設分

no	名稱	場所	起工	竣工	収容開始	棟(室)	設備	付属施設	収容資格	世帯(員数)	組織	建設/管理	立退予定	調査	頁	
1	芝離宮	離宮宮内省用地	9月4日	10月3日	9月15日	28 (1,000)	6畳莫薩、炊事務所、図書室、監査室、病舎、診療所、同水道27口、電灯2室、保育園、商店、便所27	制限ナシ	189 (1,244)	自治組織、10人常任委員会	東京府/東京市社会教育課	11月13日～16日、東京音楽科大学学生	10月13日～16日、東京音楽科大学学生	pp13～29	pp33～42、10月12日【都新聞】記事紹介	
2	三角公園・芝中	芝公園	9月20日	9月20日	9月21日	3 (80)	4畳半萬、炊事場有、水道3、2室1電灯(24燭)、便所2	制限ナシ	133 (534)	三角バラック、芝中バラックはもととも完全な自治組織、村長助役1名、補佐役1名	東京府/東京市	11月1日移転予定2、12月中2、近日中5、未定124	10月18日～19日、東京音楽科大学学生	10月18日～19日、東京音楽科大学学生	pp33～42、10月12日【都新聞】記事紹介	
3	東照宮前	芝公園	9月10日	建築中もあり	9月12日	31 (435)	4畳半莫薩、炊事場無、水道9、2室1電灯、便所15	商店バラック内24、バラック外18、ク外19、	制限ナシ	582 (2,296)	自治組織、委員選任済み	東京府・内務省/東京市社会教育課	近日中2、10月中4、11月9、未定534	10月17日～18日、東京音楽科大学学生	10月17日～18日、東京音楽科大学学生	pp55～65
4	芝新公園	芝公園(芝園橋際)	9月10日	9月12日	9月12日	12 (504)	6畳莫薩、炊事場5、水道12、2室1電灯、便所9	商店バラック内33、バラック外19、	不記	809 (2,970)	各棟2名の委員を選定し、自治	東京府/東京市社会教育課	2.3日中4、10月中6、11月中4、12月1日、未定715	10月13日～16日、東京音楽科大学学生	10月13日～16日、東京音楽科大学学生	pp75～86
5	九段バラック	靖国神社境内	9月9日	9月29日	9月19日	70 (488)	8畳(34棟)、6畳(36棟)莫薩、炊事場各戸、水道12、便所70、	商店バラック内132	制限ナシ	560 (2,649)	各棟より委員1名選舉、代表者を選出、総代4名を置く	警視庁/東京市社会教育課	未調査	10月20日東京市社会教育課嘱託	10月20日東京市社会教育課嘱託	pp95～106
6	明治神宮外苑 バラック	明治神宮外苑	9月15日	10月28日	10月8日	53 (1,753)	6畳萬、莫薩、炊事場13、1室1電灯、便所70、	バラック在住者77	制限ナシ	1,883 (6,758)	自治会、庶務部3課、事業部8係に各主任あり	東京府・内務省/東京市社会教育課	11月中28日、本年1月1日、同年2月1日、同年3月11日、バラック取扱迄9、未定1,795	10月22日事務所に依頼、11月10日提出のものを集計	10月22日事務所に依頼、11月10日提出のものを集計	pp191～207
7	新宿御苑	新宿御苑内	9月4日	9月20日	9月10日	6 (172)	8畳萬、炊事場8、水道ありごと、間に電灯1宛、便所4	商店1(揚物、荒物)	制限ナシ	328 (1,181)	自治組織無	四谷区	10月中28世帯、11月中旬61、12月見込不明142	四谷区調査、	11月10日～20日、本日バラック事務所調査	pp30～33
8	植物園内 バラック	小石川植物園内	9月3日	9月7日	9月4日	22 (432)	6畳、間仕切板、炊事洗濯場18、水道18、2室1電灯(10燭)、便所20	商店ナシ	1棟に2～3名の代表者、各棟生活様子	590 (2,134)	1棟に2～3名の代表者、各棟生活様子	小石川区役所/小石川区役所	11月中5、本年2月3日、同3月14日～未定367	11月10日～20日、本日バラック事務所調査	11月10日～20日、本日バラック事務所調査	pp245～255

表4 バラック収容状況 東京市管

no	名称	場所	起工	竣工	収容開始棟(室)	設備	商店ナシ	収容資格	世帯(員数)	組織	建設/管理	立退予定	調査	頁
1	越中島 バラック	深川区越中島町	9月10日	10月9日	10月10日	6畳莫薩、間仕切板、炊事場無、水道14、洗濯場4、2室1灯(16燐)、便所33	商店ナシ	制限ナシ	138 (410)	自治組織ナシ	東京市役所	未定	10月10日 鳥小学校に依頼	pp131~136
2	常盤小学校 バラック	日本橋本石町 常盤小学校跡	9月10日	9月27日	10月6日	3坪間仕切板、炊事場無し、水道3箇所、各横外側1電灯	工具、煙草、菓子、魚屋など7箇所	制限ナシ	56 (311)	震災前小学校付近の居住者の話合にて遷出、学校再開時に立退き予定	東京市役所	11月中3、12月50日	常盤小学校に依頼、10月25日提出	pp150~156
3	聖天町公設 バラック	浅草区聖天町 待乳山公園	10月3日	10月10日	10月14日	6畳舗・アンペラ、間仕切板、炊事場3箇所、各水道4、洗濯場3箇所、各便所(大便室1灯)、便所28・小便14	商店ナシ	当初象潟警察署管内限定期、漸次区内居住者	169(535)	各棟組長1名、部長・副長9名	東京市役所	未定	浅草区役所に依頼、11月1日調査、5日提出	pp215~222
4	安田邸跡 バラック	本所区横綱町 旧安田邸	9月10日	10月3日	10月4日	6畳、間仕切板、炊事場ナシ、水道在来、水道1灯、便所29	商店ナシ	制限ナシ	282 (1035)	東京市役所	未調査	10月10日 安田邸跡事務所に依頼、10月17日提出	pp183~190	
5	外手小学校敷地内収容所	本所区外手小学校敷地	9月10日	10月3日	10月5日	6畳、間仕切板、炊事場ナシ・洗濯場5、水道5、便所29、便所・洗濯場に1灯宛	商店ナシ	本所区民	37 (178)	各棟世話人2名選任、配給品受取、指揮監督内清掃の指揮監督	東京市役所	10月中1、当分ノゾム35、未定1	外手小学校長に依頼、10月26日提出	pp145~150
6	万年小学校収容 谷バラック	下谷区万年町	9月10日	10月10日	10月12日	6畳莫薩、間仕切板、水道5、便所12、2室1灯(16燐)	商店ナシ	制限ナシ	143(568)	ナシ	東京市役所	未定	10月15日下谷区役所に依頼、10月30日提出	pp107~113
7	麹町バラック	麹町区麹町小学校	9月15日	9月25日	9月26日	6畳特設ナシ、炊事場特設ナシ、水道4、風呂(市より配給4)	商店ナシ	制限ナシ	76 (302)	1棟に4人を指名、組合長1名	東京市役所	12月中1、未定75	麹町小学校に依頼、10月25日提出	pp156~162

表5 バラック収容状況 三井家建設

no	名称	場所	起工	竣工	収容開始棟(室)	設備	付属施設	収容資格	世帯(員数)	組織	建設管理者(増上寺)	立退予定	調査	頁
1	増上寺境内共同	芝増上寺本堂前	9月7日	9月17日	9月12日	4畳半舗・莫薩、間仕切板、炊事場無、水道1箇所、各室1電灯(24燐)	商店無し、増上寺玄関場に松坂屋呉服店の出張所あり、露店多し	制限	201 (806)	三井家(8世帯)、増上寺は方丈などに120世帯雜居せしむ	10月22日、11月中旬 未定146、不明23	調査時期・調査者10月18日~19日 東京商科大学生pp43~53	pp66~73	
2	浅草本願寺共同	浅草本願寺	9月17日	10月6日	9月28日	4畳半舗・莫薩、間仕切板、炊事場無、水道5箇所、便所12、各室1電灯(24燐)	浅草区内者に限定	198 (739)	管理代表者(浅草区)、三井家寄贈員	10月15日浅草区役所にによる現	10月15日浅草区役所にによる現	10月15日浅草区役所にによる現	10月15日浅草区役所にによる現	pp66~73
3	三井邸収容バラック	麻生今井町三井門前、水川袖社付近	9月6日	9月12日	9月12日	7畳半、6畳、4畳半、莫薩4、便所7、水道有、1戸1灯火(10燐)	商店ナシ	制限ナシ	174 (623)	管理者(三井家)	今月中5、11月中1、本年中14、同月8、未定129	11月3日~5日、東京市調査課	1924年2月2日、同月8日、未定129	pp162~175



写真1 当時のバラック内部の様子（東京都慰靈堂保管関東大震災関係写真）

い。電灯は多くの場合2室に24燭光の電灯1つ、時に16燭光の場合もあったが、ほとんどは文字を読むことは困難な明るさだった模様である。炊事場、洗濯場、水道は公園や寺の境内の場合には既存のものを利用し、ある程度の整備が施されたと推定される。下水についても配慮を求められたが、既設水道に付随する下水装置以上の施設上の配慮はなかったところが多い。便所は新設のバラックの場合は1棟の室数に対応する数が考慮された形跡はあるが、入居者に満足を与えるものではなかったことが後に紹介する協調会による避難者バラックの調査から窺われる。写真1はどこのバラックかは明らかではないが当時のバラック内の様子を伝える貴重な写真である。

### バラック入居資格

バラックへの入居資格は「制限ナシ」とするものが多いが、この点は建設主体との関係でみていくと、ひとつの回答が与えられる。表1の東京府が建設主体で東京府・市が主管する場合には「制限ナシ」と調査されている通り、実際にも東京全市域、および所在地の区域の入居が圧倒的に多いものの、千葉、埼玉、神奈川などからの入居者もみられる。

また、四谷区が新宿御苑に建てたバラック（表3, no.7）および小石川区が小石川植物園に建てたバラック（表3, no.8）はいずれも区の建設主体であるにもかかわらず、収容者への制限を設けていない。新宿御苑バラックに入居した罹災者の原住所は、1,182人のうち京橋区が216人、ついで四谷区が208人となるが、神田、深川、本所の両区からそれぞれ100人を超える規模で入居、また横浜市から22名の入居者がいる。植物園内バラックの入居者の原住所は590世帯（2,134人）のうち神田区が131世帯、浅草区から95世帯、下谷・本所・深川がいずれも60世帯以上、地元の小石川区も62世帯が入居しているが、東京全市に限らず、横浜市、浦賀町からの入居も交じっている。恐らくは御苑にしろ、植物園にしろ、その場所が立地する地元の区を超えた著明な場所であり、ここを目指して避難してきた罹災者を拒むことはできない状況であったのではないかと推定される。建設主体が東京府、内務省などの場合には被災地全般の罹災者を対象としていたことが窺われる。

三井救済事業委員会が設置したもののうち、増上寺境内（表5, no.1）、浅草本願寺境内（表5, no.2）の場合はそれぞれの管理者が増上寺、本願寺であるため、管理者による制限が加えられたが、今井町三井邸（氷川町、福吉町を含む）のものについては、「制限ナシ」であった。この点は後の検討で述べることにする。

では、東京市が建設主体の場合はどうか。

表4に見られるように建設主体が東京市であっても管理をバラック建設地の地元区に委ねており、被災者の多い区では地元の罹災者が多くを占めたことが東京市の調査からは窺われる。表4で明らか

なように、入居資格について「制限ナシ」とするものが大半だが、no.3の待乳山公園聖天町バラックが当初は象潟警察署管内、no.5外手小学校が本所区民と制限を設けるのみである。しかしながら、その実態をみると、no.1越中島では地元の深川区罹災者が131人を占め、近隣区の本所区4名、日本橋区3名が入居しており、「制限ナシ」としても実際の入居者は地元が圧倒的多数を占めていた。no.3の待乳山公園聖天町バラックの場合は当初の制限は後に緩和され、169世帯中18世帯が神田、下谷、本所、府下からの入居者であった。また、no.5外手小学校は区や区長の管理に委ねられたものとは異なり、外手小学校長に委ねられ学校が再開するまでのバラック設置で期限が明記されていた。このためか、教員による入居者の指導・管理が徹底されていた様子が自治組織の調査などから窺われるケースである。したがって、実際の入居者も本所区民に限定されていた。

以上の検討から、東京府や内務省などの場合とは異なり、東京市が建設主体となったものは、遠地からの避難者の入居があったとしても、実態としては設置区の罹災者の収容を主眼として設置され、東京府と市で罹災者救済の役割上の分担を敷いていたと推定される。

### 立退きの時期

本調査の目的として述べられているように、共同長屋としてのバラックの設置については予測される問題発生を未然に防ぐためにまずは入居者の実態を把握しておくことというのが第一義であり、当然、入居者がいつ退去するのかということは、いつまでバラックを設置しておくのかということでもあったから、行政にとってはこの点は最大の関心事のひとつであった。そこで当然立退きの時期についても聞き取り調査がなされている。表3では、近日中、10月中あるいは11月中と回答するもの、本年中とするものを含めると、少なくとも200名近くを数えることができる。しかし、圧倒的多数は「未定」とする。ただし、来年2月、3月、4月と時期を区切った聞き手への対応が感じられるから、吏員とは異なる商科大学学生の聞き方との対応で引き出された回答とみなすこともできる。実際の退去時期がどのような展開となったのかはこの調査から知ることはできない。

表4では「未調査」のものも含まれるが、10月中のものは極めて少なく、12月中の予測を立てるものが若干名、その他は「未定」が殆どを占めている。

要するに罹災して漸く仮の落ち着き先を見出したばかりの罹災者にいつ出て行くのかと聞いても確かな答えなど出るはずもない状況であったことは85年後のわたしたちにも想像が着くような類の、罹災者にとって残酷で答えがたい質問であったのであろう。いずれにしても立退きに至る過程で発生した諸問題については別稿を予定している。

### 1.3 協調会調査が聞き取る入居者の「生の声」

米騒動の後に設けられた労使協調を旨とする協調会は、1923年10月「罹災当事者より見た處の諸般の希望、批判、観察等彼らの心理状態の一斑を窺ふ事」を目的にバラック入居者の聞き取り調査を行った。<sup>(6)</sup> その目的とするところは「精神的慰問」とし、結論は自治的団体の必要とその精神的指導を説くところに落ち着く。ここでは、その結論の方向は暫く描くとしても、この時期に公設バラック入居者の「生の声」を拾い、その結果掬い取られた当時の現状については注目すべき内容があると考えら

れるので、調査内容をここで検討しておきたい。

調査書の最初に調査地についての印象的概要が述べられている。前掲『都史資料集成』別冊には載せられていない公設バーラック地区についても調査報告がなされている（下線部箇所）、以下にその要約を記し、数値表現とは異なる震災後1~2ヶ月経過の印象記が伝えるところに触れておこう。

芝公園：調査時期が震災後間もなくであったため、掘立小屋がいたるところに充満、バーラックも建てられたばかりで整っていない。

宮城前：芝公園よりやや整頓されていた。

上野公園：罹災者が自動的に活動、物資の配給、職業の紹介などすべて自治団の活動で行われていた。収容人員 6,659 人、1,822 戸。労働希望者多く1日千人の申し込みに対して、150 人ぐらいの割り当てで就労。

本所深川辺：深川猿江裏、本村、錦糸町、本所柳島、横川町、柳島元町から電車線路沿いに吾妻橋までの掘立小屋を調査。救済が十分でなく、焼跡も放置されたままで、一望焼野原と見紛うほどである。住み人も少なく、調査すべき住宅の選択が困難な状態。

芝離宮：秩序も整い、救世軍施設の国民学校もある。

新宿御苑：御苑の一部にバーラックを設け秩序は整っているが、開放された部分は極一部分で、子供の遊び場所もない。

靖国神社：大鳥居を挟んでバーラックを建設、目下 2,500 人、700 戸を収容。市役所から係員が出張して事務所を設置。どこよりも設備完備の様子。

本所被服廠跡：被服廠跡の見物人と両国橋から本所深川への通行人が多い。被服廠周辺は焼跡の整理が付かず、周辺も住む人は稀であったから調査を見合せた。

青山外苑：6,840 人、1,000 世帯収容。このうち、600 人は朝鮮人で、一般内地人とは離れて板囲いの中に収容され、朝鮮総督府から係員が出張し、帰国就職の斡旋をしていた。

以上の印象記を踏まえて、次に個別の聞き取りの調査結果が述べられる。個別の聞き取り調査の対象は、公設バーラックの設けられた芝公園、宮城前、日比谷公園、上野公園、本所深川、芝離宮、新宿御苑、靖国神社、明治神宮外苑の9ヶ所である。調査項目は、食料、衣服、住居、光熱水道、衛生、通信、復興に対する方針、救済所感、困難事の9項目に亘る。主として婦人事務員に慰問を兼ねて調査を行わせたとされている。調査報告ではそれぞれの場所においても担当調査員ごとに結果がまとめられた模様で、たとえば芝公園では8ヶ所、上野公園は7ヶ所、芝離宮では6ヶ所など、同一の公設バーラック地であっても複数の調査結果にまとめられている。表6はそのなかから、それぞれ際立った特徴のあるものや同じ場所であっても対称的な回答をしている事例などを摘記したものである。

個別の聞き取りから、協調会調査がそれぞれの項目について結果をまとめた内容では、食料は一般に行きわたっているが、配給方法の不公平が問題と指摘する。炊出しの場合は1人1食宛なので、家族全員が並ばなければ不都合が大きいこと、罹災者でない者も列に加わっているなど問題多しとする。衣服は一様に不足、特に罹災時が残暑厳しい時期であったため、浴衣一枚で飛び出した者が多く、冬へ向かって、衣服、寝具を心配する人が多い。住居は掘立小屋は焼トタンで囲い、雨露を凌ぐに過ぎ

表 6 協調会調査（1923年10月）

場所	分類	調査戸	食料	衣類	住居・光熱	衛生	通信	復興	救済所感	困難事
1 芝公園	掘立小屋	12	ほぼ満足	間に合う	電灯なし	非衛生	間に合う	方針立つ	感謝/不遇感	貯金ナシ
2	公設バラック	8	1人1日1.5合、不公平	不足	焼跡の木を熱源	便所屋根ナシ	必要ナシ	金策ナシ	食糧公平分配	夜具不足
3	公設バラック	4	配給長時間要すは困却	冬物ナシ	帆燭/焼跡の木を熱源	入浴不可	必要ナシ	困惑のみ	配給迅速む	失職、便所
4	掘立小屋	5	玄米1人2合、炊出配給は長時間並ぶも貰えず	重要品持ち出ししあり	蠟燭、街灯利用、遠方の水道利用	入浴1回	通信す、来信ナシ	回復絶望視、洋服屋客の預かり物無事が満足	世人へ感謝	現金ナシ、買いたくも米ナシ
5 宮城前	テント村	19	ほぼ満足/1戸不足を告ぐ	冬物ナシ	電灯ナシ、木炭少量配給、焼跡木材利用	入浴不可、便所ナシ（トタンの仮用いのみ）、不潔	事務所にて扱う	旧職業再興見込み/見込みなく人夫職	配給に感謝；旧住所へバラックを建て帰る者7戸、未定13戸	防寒用具不足
6 日比谷公園	公設バラック	3	米1日2合、野菜梅干配給	冬物ナシ	共同水道、枯木を薪とす、電灯2戸1灯	浴場ナシ、共同便所、宮内省診察所	国許へ通信	旧職は工場労働者	住居防寒設備ナシ	
7	公設バラック	4	南京米5合宛、味噌醤油配給、不自由ナシ	冬物ナシ	日当たり良、2室1灯、炭囲い、薪は枯木など	水道、1棟1便所、医者巡回	通信ナシ	失職、商売再開の金策立たず	感謝	衣服不足、益難憂い甚し
8 上野公園	公設バラック	16	ほぼ満足・（自治会館収容者大半）、寛永寺・教世軍・基督教青年会の子供野外学校など支給す	衣類不足	1人半壘、旧住所へバラック建予定3戸、共同水道、枯木を薪とす、電灯2戸1灯	浴場ナシ、通路狭く不衛生	自治会館にて搬う	上野山内でテンプラ屋開店予定、煙草屋・車力・印刷業者・西洋家具商などは見込み立たず	感謝/不公平に不滿	冬物、夜具の不足
9	掘立小屋	1	米配給、留守中に盜難の怖れ多し、小屋を明けられず	夜具・衣類	焼トタンにて囲あるのみ、蠟燭/焼跡の木を熱源	風呂は根津方面にて利用、便所不足	通信ナシ	テント商人にして資金ナシ	野菜類不足	着物・夜具・副食物望む
10	掘立小屋	3	米・味噌・醤油・野菜配給不満ナシ	夜具・衣類あり	蠟燭/焼跡の木を熱源、道具類は焼跡から掘り出して使用	水道便利、赤十字出張、便所設備不完全	求職中；バラックへ移転の予定	不平ナシ	衣服・寝具類	
11 本所・深川	掘立小屋	2	食物は間に合う	借宿にて間に合わせる	一時砂村の知己に避難、旧住所へ焼トタン囲い掘立小屋	木炭類拾集め、バケツ1杯の配給を待つ、電灯ナシ	配達あり	セルロイド商、復興見込み、駄菓子屋は人いなく商店見込み立たず	感謝	衣服・寝具類

12	本所・深川	掘立小屋	5	1日1合、他馬鈴薯などにて食物不足	夜具・衣類 蠟燭/燐跡の木を熱源、猿江裏温氣多く、降雨時は床漫水	水道ナシ、バケツ1杯の配給を待つ、入浴不可、便所は近所共同にて作る	必要ナシ 復興機運あり、材料なきため一時停止	ナシ 衣服・寝具類不足、湿気多し、水不足
13	芝離宮	公設バラック	4	配給品不十分だが、間に合う	類から貴う、不足なし	水道遠し、蠅多し、下水工事中	必要ナシ 製材職工、煙草商、靴商にて商売に差支えナシ	ナシ 格別ナシ
14	芝離宮	公設バラック	3	不自由ナシ	單物配給あり、不足なし	水不自由ナシ、入浴に不便あり	不便ナシ 理髪業即開業、会社員善後策あり、能狂言師途方に暮れる	ナシ 住居
15	新宿御苑	公設バラック	3	不自由ナシ	間に合う	当分住居予定、1人1畳宛、井戸遠し	不便ナシ 土工就業、行商、葬儀人夫は近く復帰予定	ナシ 感謝、復興氣分
16	新宿御苑	公設バラック	3	1人2合、梅干、馬鈴薯などあり、不十分	單物下駄配給、床低し、仕切りナシ、電灯あり、炭支給	水の便よし、入浴便あり	皆働きに出る	ナシ 冬物衣類
17	靖国神社	公設バラック	3	不自由ナシ	配給品にてパラックは防寒設備あり、旧間に合わす	共同水道、浴場半額切符配布あり	便利 砲兵工廠人夫就業、女学校寄宿経営者家屋焼失、見込み立たず	ナシ 冬物、夜具の不足
18	靖国神社	公設バラック	3	米配給、副食物ナシ	夏物衣類配給、布団ナシ	各戸仕切り、四畳半+1畳土間+半畳板の間あり、2室1灯	不便ナシ 小学校教員1、近く開校予定、下宿業、芝浦職工など求職中	ナシ 感謝
19	明治神宮外苑	公設バラック	6	米・味噌10月15日まで配給、米は不足気味、野菜は購入する	衣服不足	水道、赤十字救護所あり、田舎へ帰郷を予定す、炭半俵配給、電灯	事務所にて扱う 始夫婦行方不明を探訪に費やす、5日前に被服廠より骨の分配を受け、仕事に出る	ナシ 失職、衣服
20	明治神宮外苑	公設バラック	6	米・味噌・醤油・野菜配給 不満ナシ	衣服不足	水道漏りす、冬季不向きにつき、田舎へ帰郷を予定す、炭半俵水道、浴湯は四谷にあり、医者巡回湿気多し	便利	ナシ 子供の衣類不足、寝具不足

ないもので豪雨時には雨漏りが激しく夜も眠れない。公設バラックでは1畳1人の割合で収容するので、小家族の者は2,3家族雑居の状態である。光熱・水道は場所により異なり、宮城前テントや掘立小屋は電灯がないので、蠟燭使用。バラックにおいても高い所に僅かな燭光の電灯があるのみで、新聞を見ることも手紙を書くことも針仕事をすることも困難で蠟燭とともにさねばならず、「電灯の効力が一向実用的でない」。水は水道が開通した箇所でも1ヶ所を数十人で使用するので、混雜名状しがたしとする。衛生状態については病人は殆ど見当たらない、医療設備は充実していたと評価している。入浴については、殆どが震災以来一回も入浴しない状態。便所は甚だ不潔で、糞尿が流出しているところがあり、至るところ勝手に用を足しているのは遺憾とする。入居者の復興方針は材料さえあれば自ら家屋を建築しようとする者が殆どだが、バラック居住者は資力を持つ者は稀で、バラックを半永久的住居としている様子、到底復興の気分は認められないとしている。救済には感謝の念を抱いている。困難な事項は冬着、布団類、防寒具の欠乏が一致した意見だと指摘している。

以上の個別調査の結果から、協調会は今後の対応としていくつかの提言に言及する。バラック入居者は精神的に孤立無援の状態であり、精神的指導救済が必要だとする。「罹災者は未だ自暴自棄には陥っては居ないが前途の暗黒は一様で」あり、「赤化」思想への傾斜の危険を説く。資金の融通、職業紹介所の必要であるが、これらの救済施策を行うには罹災者の精神的側面を重視する必要があり、このためには特殊団体（宗教的精神的）を利用する事が良策とする。バラック生活は都会の住民に団体的訓練と自治的訓練の必要を了解させる絶好の機会であり、自治的組織の指導が急務であると結論付けている。

### 市役所のバラック調査と協調会調査の相補性

さて、以上震災から1,2ヶ月後の公設バラックを中心とする東京市の罹災民の情況の一端が多少とも具体性を帶びて明らかになったと思う。

二つの調査を比較すると、それぞれの調査は目的を異にしているので得られた成果にもそれぞれの特性が反映された結果になっている。東京市役所の調査が行政的必要からバラック事業の全体の客観的把握を目指したものとすれば、協調会の調査はその結論部分を描くとして入居者に密着した聞き取り結果には客觀性が保たれ、傾聴すべき内容があると評価できる。しかし、協調会が憂うるような精神的指導が要求される切迫した事態は個別の聞き取り調査からは看取できないのではないかとの印象を持つ。バラック入居者も資金が得られれば自ら家屋を建築したいとする気力は強いという結果や、冬に向かう衣服や防寒具の不安は多いものの就業意欲は高く、ここには自然体でこの震災禍を受け止め、生活回復への努力を惜しんではない人々が多いことも事実と認められるからである。また、その序言で、「同一区民で同一場所にのみ避難した者は殆どなく、麹町、京橋、神田、本所、深川の者は少くも五ヶ所から七ヶ所へ離散避難して居る。」として、罹災者が少しでも安全な場所を捜し求めてあちこちと移動せざるを得なかった当時の状況を伝えており、協調会が調査目的とするところに関わりなく、当時の現実が如実に反映されている。今となっては協調会の調査の意義がここにこそあると思われる。

## 2 三井各社の罹災者収容バラック

すでに述べたように、関東大震災における三井各社の罹災者救済のバラックは一私的企業の救済事業とみなされるものではなく、公設バラックに位置づけられるものであった。したがって、相応の規模で展開され、東京市だけでなく、横浜市においても5ヶ所の罹災者用バラックを建設、寄付している。本稿では東京市の場合のみを対象としたので、横浜市については言及しない。

三井救済事業委員会が建設したバラックの規模、竣工時期、その他の情報を表7に示した（三井文庫 特660）。7表の三井が建設した25ヶ所のバラックのうち、no.1～no.3の日比谷公園バラックは当初三井集会所に応急的に罹災者を入居させたが、後に日比谷公園の2ヶ所にバラックを建設し移転させ、10月段階では日比谷公園内では2ヶ所となった。no.4～no.8の5ヶ所、no.13、no.15、no.16の3ヶ所のバラックは建物の建設資金を三井が担い、竣工したバラックを三井各社の同族会議長三井八朗右衛門から臨時震災救護事務局総裁山本権兵衛（首相）に寄付願いの手続きがなされ、それぞれ該当する管轄機関の許に措かれた。特にno.5～no.7の三井邸内のバラックについては、該当住宅の敷地は一時応急的に個人の宅地内にバラック建設をしたものであり、バラックの存続期間は「大正13年末日」までとし、その後は使用したバラックを無償で該当区への無償払下げることが当初より寄付願書に明記された。no.9～no.12の増上寺境内、浅草本願寺、伝法院の託児所はそれぞれ寺院が主体となって管理し、建物については上述の例と同様無償払下げとされた。no.18～no.22は当該地の区役所への寄付を保留し、三井男爵家の直営とされたバラックであった。no.23四国町バラック、no.24石川島バラック、no.25築地バラックはそれぞれ三井関連会社の雇用者向けのバラックであるから、入居資格制限のない公設バラックとは異なる。また、表1のうち三井が建設する大島町のバラックについては、場所が適切ではないとして建設が中止されているので、表7の一覧には登場しない（特660）。

以下では、三井家直営のno.18～no.22今井町バラックについて、その実態に迫ることにしたい。なお、三井文庫が所蔵する資料では、この一連の救済事業の主体は「三井家」と表記され、新聞記事などにおいても同様の表記が採られている。

### 今井町三井家直営バラック——東京市の調査から

今井町三井邸バラックと総称されるバラック群は、本館前、今井町、氷川町（神社）、福吉町の4ヶ所であるが、1923年11月19日東京市役所調査課の調査では、三井家が新設したバラックの他、既設の社宅も収容所に代用され、そこに収容された罹災者も調査対象としたと断りがある。今井町バラックの所在図中の「三河台バラック」がこれに当たるものと推定される。

東京市の調査による略図は全体略図と4ヶ所それぞれのバラック略図である（図1～5）。家族数その他の概略は既出の表5に示しておいた。バラック入所前の原住所別の分類では、赤坂区と芝区がそれぞれ21世帯、ついで本所区17、神田・日本橋の両区からそれぞれ15世帯、深川・麻布の両区から14世帯、浅草13世帯などであり、被害の少なかった四谷、牛込、小石川、本郷からは入居者はいない。入居状況からは、焼失のはげしたかった区域からの入居者で占められている。

震災以前は不明15名を除き入所者のうちの有職者は98%であったが、震災後は73%に減少し、

表7 三井家・バロック

no	所在地	構造	棟数	戸数	建坪	竣工	備考
1	日比谷公園（麹町区）	木造トタン葺平屋・付属建物	18	228	538,94	9月16日	(大正12年11月24日震災事務局へ寄付願書)
2	日比谷公園2（麹町区）	木造トタン葺平屋・付属建物	4	12	77,50	11月23日	9月16日建設分移転（大正12年11月24日震災事務局へ寄付願書）
3	日比谷公園3（麹町区）	木造トタン葺平屋・付属建物	2	11	30,00	11月30日	9月16日建設分移転
4	牛が淵（麹町区）	木造トタン葺平屋・付属建物	3	20	61,70	11月16日	存置大正13年末とし、その後区役所へ無償下渡（大正12年11月24日震災事務局へ寄付願書）
5	一番町三井邸内（麹町区）	木造トタン葺平屋・付属建物	6	42	130,65	10月28日	存置大正13年末とし、その後区役所へ無償下渡、(大正12年11月17日震災事務局へ物件引渡)
6	上二番町三井邸内（麹町区）	木造トタン葺平屋・付属建物	6	40	123,60	10月28日	存置大正13年末とし、その後区役所へ無償下渡、(大正12年11月17日震災事務局へ物件引渡)
7	北神保町三井邸内（神田区）	木造トタン葺平屋・付属建物	7	64	196,80	10月30日	存置大正13年末とし、その後区役所へ無償下渡、(大正12年11月17日震災事務局へ物件引渡)
8	右京が原（本郷区）	木造トタン葺平屋・付属建物	6	42	129,30	10月11日	建物使用後、区役所へ無償下渡（大正12年11月24日震災事務局へ寄付願書）
9	増上寺境内（芝区）	木造トタン葺平屋・付属建物	9	66	181,26	9月16日	(大正12年11月24日震災事務局へ寄付願書)
10	上野公園内（下谷区）	木造トタン葺平屋・付属建物	29	187	445,50	9月30日	(大正12年11月24日震災事務局へ寄付願書)
11	本願寺境内（浅草区）	木造トタン葺平屋・付属建物	29	203	569,65	10月8日	(大正12年11月24日震災事務局へ寄付願書)
12	伝法院境内（浅草区）	木造トタン葺平屋託児所	2	2	48,75	10月30日	無条件引渡し
13	築地警察署内（京橋区）	木造トタン葺平屋・付属建物	4	32	99,00	10月20日	寄付願に建物敷地貸借契約承認条件
14	佃島町（京橋区）	木造トタン葺平屋・付属建物	16	70	150,42	9月28日	
15	柳元小学校内（本所区）	木造トタン葺平屋・付属建物	8	70	217,65	11月5日	建物使用後、区役所へ無償下渡大正12年11月17日震災事務局へ物件引渡し
16	茅場小学校内（本所区）	木造トタン葺平屋・付属建物	4	40	134,00	11月4日	建物使用後、区役所へ無償下渡大正12年11月17日震災事務局へ物件引渡し
17	袴下砂町	木造トタン葺平屋・付属建物	18	176	464,26	10月8日	(大正12年11月24日震災事務局へ寄付願書提出)
18	今井町（麻布区）	木造トタン葺平屋・付属建物	26	58	239,50	9月16日	
19	三河台（麻布区）	木造トタン葺平屋・付属建物	3	5	52,50	9月16日	
20	氷川町（麻布区）	木造トタン葺平屋・付属建物	6	20	71,50	9月16日	
21	氷坂町（麻布区）	木造トタン葺平屋・付属建物	2	10	29,50	9月27日	
22	福吉町（赤坂区）	木造トタン葺平屋・付属建物	10	33	107,00	9月16日	
23	四国町（芝区）	木造トタン葺平屋・付属建物	8	40	124,00	11月8日	四国町借家罹災者収容用
24	石川鳥（京橋区）	木造トタン葺平屋・付属建物	3	12	54,00	10月中旬	物産石炭入夫収容用（大正12年11月24日震災事務局へ寄付願書提出）
25	築地（京橋区）	木造トタン葺平屋・付属建物	3	19	102,00	10月下旬	物産石炭入夫収容用

出典「震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄付願書提出済報告書」三井文庫特660

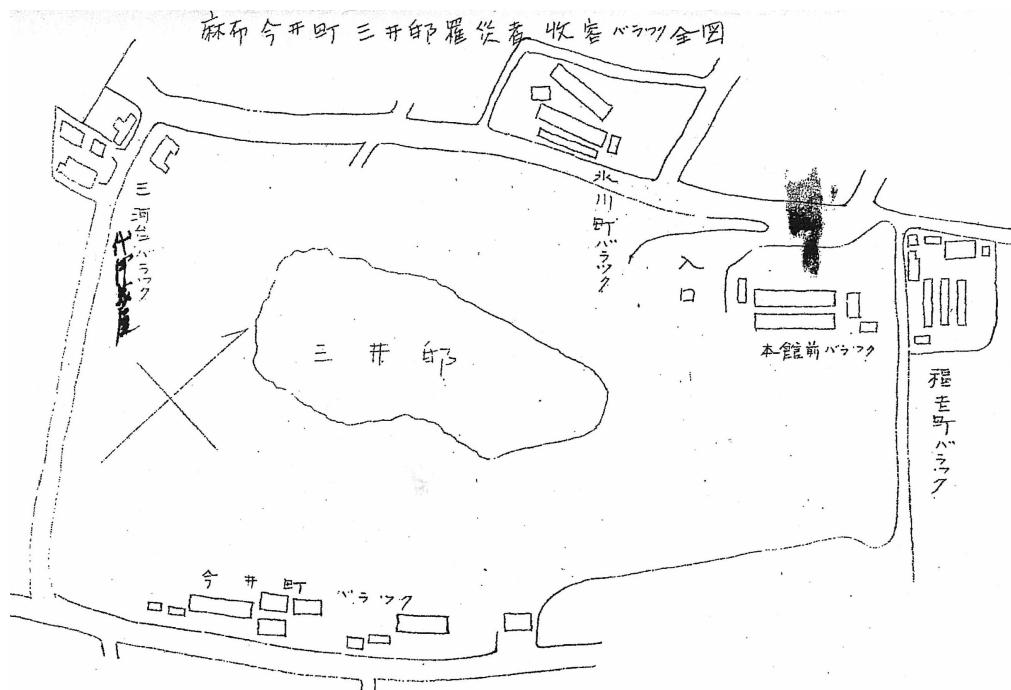


図1 今井町バラツク配置

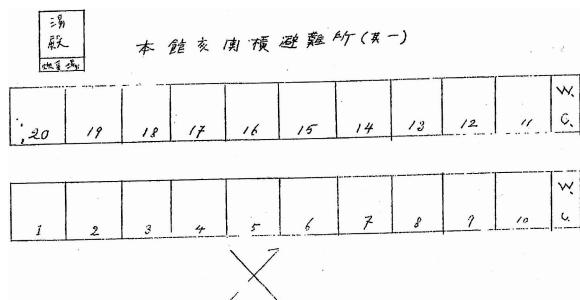


図2 本邸門内

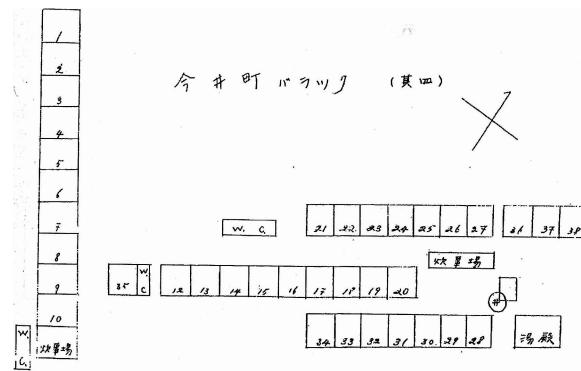


図3 今井その1

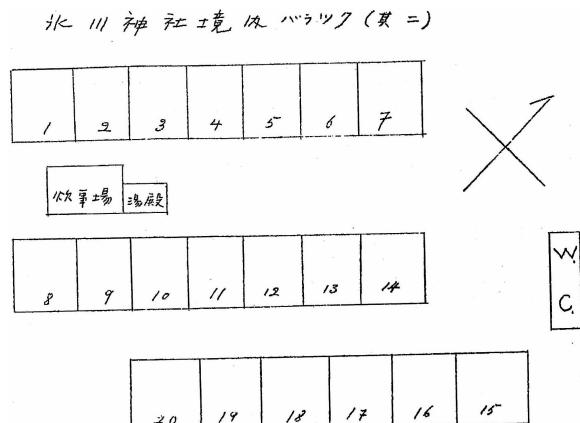


図4 水川神社境内

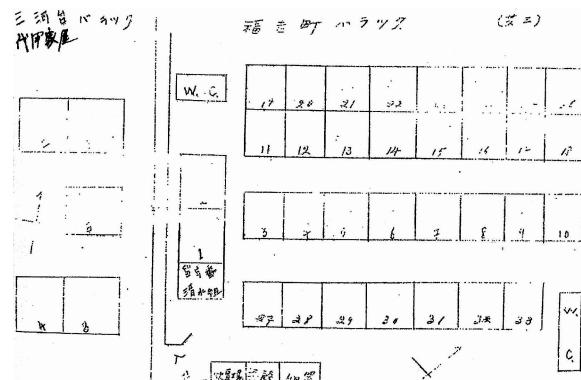


図5 福吉町

(図1~5 『非常災害情報・バラツクニ関スル調査』  
都史資料集成第6巻別冊付録から引用)

無職の世帯主が42人となっている。就業内容では工業、商業が圧倒的多数を占めるが、いずれの場合も震災前後を比較すると震災後は失職してはいる者が増加する（表8）。

震災前後を通じて有職者のうちの内訳をみると、以下のようない傾向となる。

まず、工業従事者では、震災前の58人のうち、鍛冶職、建具指物製造、大工、それにペンキ・漆塗職などいずれも自らが職人として働く層が各業種とも5人以上を占め、雇人としての職工が7名を数える。商業のうち、会社員、店員が20名を占めるが、その他は、飲食・貸席業、小間物・履

物・雑貨販売、古物商などの自営業がそれぞれ4~7名程度みられる。no.4の運輸業では11名のうち5名が人力車業である。no.5の公務・自由業のうちには官公吏が13名のほか、芸術家3名も含まれている。no.6の有職者の実態は日雇業であり、震災前4名であったものが、震災後には一挙に18名に膨れ上がるのも震災後の市場経済の混乱を象徴する数値であろう。こうした職業分類からみても、特に三井邸内バラック特有の傾向が窺えるというものではなく、東京全市域から避難してくる人々の当時の職業構成が反映されているとみてよいのではないだろうか。

調査者は彼ら入所者に日収の金額を聞いている。収入のない世帯が174中51を占める。収入のあるもののうち、日収額は1日1円~2円の間にある世帯が多いが、収入のない世帯を除いた平均日収額は約1円である。日銭を稼ぐことが当面の生活維持につながるもの、それすらもままならない状況が読み取れよう。財産状態については、貯金、保険の2項について調査している。貯金は30円~4万円までが8世帯あり、1000円の生命保険が1世帯、1000円~7000円の火災保険3世帯、動産所持2世帯などとなっている。ただし、調査者は「備考」として、「収容者中真態ヲ語ラザルモノ又主人留守ニテ要領ヲ得ザルモノ多シ」と注記を付けている。つまり、正直には答えてくれないから信用できない数値だと言いたいのである。また、衣類が不足する訴えは協調会の調査で多く見られたが、三井邸バラックでは、衣類夜具に不足していないとする世帯が174世帯中76あり、比較的衣類の欠乏感は薄い様子である。

また、自治会組織の有無については「別ニ組織トシテ特筆スベキモノ之ナキモ只世話人ト称セラルルモノ2名、指名ニテ選出専ラ公用ニ当レリ」と回答している。

### 三井家への「感謝状」の分析から

三井邸内バラック入居者が三井家宛に書いた「感謝状」がまとめて残されている。折本仕立て、布地で表装された4冊が桐の箱に収められている（写真2）。感謝状は145件あるが、それぞれ最初の2葉に三井邸内バラックが描かれ、次いで、今井町町会の役員12名の名が記されている（写真3）。145件の感謝状には、東京市の調査とは異なる情報も含まれている。この資料からは、入所者がどのようにしてここに収容されることになったのかを探ってみたい。

まず、この感謝状が書かれた経緯については、入居開始から約半年後にあたる1924年2月27日の『読売新聞』紙面に、「バラック住民が三井男へ感謝状」という記事が掲載された。これによれば、

表8 今井町三井邸バラック収容者の職業

no	分類	前職	現職
1	農業	5	5
2	工業	58	32
3	商業	53	32
4	運輸	11	10
5	公務・自由業	17	15
6	有職者	4	18
7	家事手伝	8	5
8	無職	3	42
9	不明	15	15
	計	174	174

出典：都史資料集成第6巻別冊  
『非常灾害情報・バラックに関する調査』



写真2 感謝状と外箱（三井文庫、北1544）

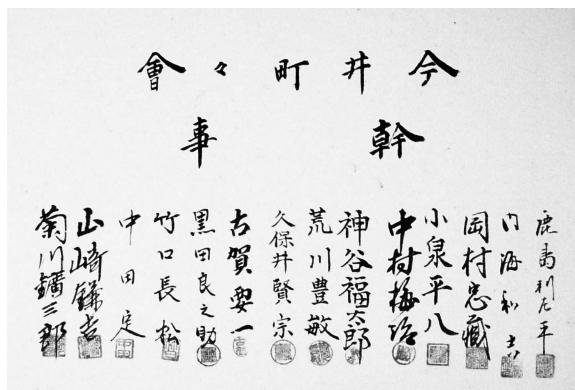


写真3 今井町町会役員の署名（三井文庫、北1544）

麻布今井町三井男爵邸にある百五十五戸のバラック住民は追々旧住所へかへり残る住民も日比谷  
その他のバラック住民とともに碑文谷に移転する事になったが、震災後受けた三井の厚遇に感謝  
の意を表すべく協議の結果感謝状を贈る事となり今井町々会の斡旋で村上委山画伯に揮毫を依頼  
し美麗に表装して六日午前十時バラック住民代表能勢、中島、中澤の三名が町会関係者とともに  
三井男爵に面接し深く厚意を謝してその感謝状を贈った

とのことである。このほか、『中央新聞』(1924年10月1日)、『中外商業新報』(1924年10月2日)、には、感謝状の文面の一部を引用、紹介している。

なお、その実態は不明ながら、今井町町会がバラック住民を束ねていると推測される。<sup>(7)</sup>

以上の記事からはバラック撤去の期日も間近いことが推測される内容だが、とりあえず、ここでは、バラック住民について「感謝状」から得られた内容を検討しておくことにする。

感謝状に期日が書かれているものは145件中92件あるが、その大部分は1923年12月であるから、認められた感謝状をまとめ、表装し、贈呈するまでには2~3ヶ月経過したことになる。この間に、画家による邸内のバラックも描かれたものであろう（写真4）。



写真4 村上委山描く今井町邸内バラック（三井文庫、北1544）

さて、1, 2その文面を紹介しておこう。

感謝状事例 1 (写真 5)

三井邸内バラック 15号 宮崎乾治、記した期日は 12月20日

謹呈 偶々大正12年9月1日正午数分前  
関東の天地を半覆滅したる大震災大火災は起  
り申候、吾等一家は被害最も惨憺たる深川区  
富岡門前町47番地に居住仕居候為めにてよ  
り家屋家財等を取捨すること暇無之、只只四  
方より襲い来る火炎と旋風は避難場所へと追  
付き襲来仕り一歩逃場の方針を誤りたれば立

所に一家全滅の悲運を目の当たり散見しつつ、遂に越中島の海中に浸り徹夜火炎と旋風の為め危  
地に瀕すると雖も漸々払暁に至り火炎の終息に近づくに従い生命のみ取り止め申候、然るに漸々  
精神平常に復するに従い極度の飢渴と疲労に迫られ候も一滴の清水無之、一粒の糧も無之剩へ雨  
露を凌凌すべき所とても無之、3日前に至り辛うじて府下小菅の知人をたずね初て一家蘇生の  
思いを喜び合い申候、而し際限無き寄遇は事情相叶はず途方に暮るの秋、三井家一族は急遽率先  
諸所に仮舎を建て家無き公衆に恵を給ひ、特に仁義道徳神の如き男爵三井八郎右衛門閣下は自ら  
邸内を開放し数百の避難家族を収用せられる、幸いに吾等も眞の恩恵に浴する事を得、悲惨なる  
街頭に迷う事無之一家幸福の日を過ごし得らるるは一重に男爵三井家広大無辺の仁義の賜と感銘  
仕り、我が子々孫々に至る迄之の御高恩を忘却不仕、只々意中万分の一も表記不得を遺憾に不耐  
此に厚く御礼可申述候

謹白

(下線、は引用者による)

三井邸今井町バラックに至る経緯が多少ともわかる事例であるが、深川富岡町に住んでいたこと、  
1日地震発生後から火炎と旋風に追われ越中島の海水に浸って難を逃れ、3日目には小菅の知人宅に  
落ち着いたが、長く留まることはできなかった。幸いに今井町三井男爵邸が解放されたと聞き、ここ  
に入所させてもらった。感謝の念は子々孫々まで伝えたい。ただし、三井邸バラックへの入所日は不  
明である。

感謝状事例 2 (写真 6)

福吉町三井家避難所福5号 西洋家具職 細村徳太郎

我等家族四人ハ芝区浜松町二千に住居致シテ居リマシタ。九月一日俄ノ地震ニ壁ハ落瓦ハ窓ヨ  
リ捻込ミ其ノ恐シサハ何共申様無ク漸ニシテ電車通ヘ避難シテ居リマシタ。其ノ内各所カラ火事  
起リ雷鳴轟々景ニハ電気ハ消、空ハ紅ヲ流レシタ様ニオイオイ広ガリ大小ノ地震ハタヘズ有之実  
ニ生タル心無ナク、……着類ト布団四、五枚車ニ積ミボウゼントシテオル母六十ヲツレ、二才ノ  
女兒ヲ背ヨイテ十一時頃安全地ト見マシタ芝公園広場ニ避難致シ居リマシタ。明日三日頃金杉橋際  
ヨリノ出火テ家ハ全焼致シマシタ。此処二夜野宿シテ居リマシタ。昼ハ難儀共思ヒマセンデシタ

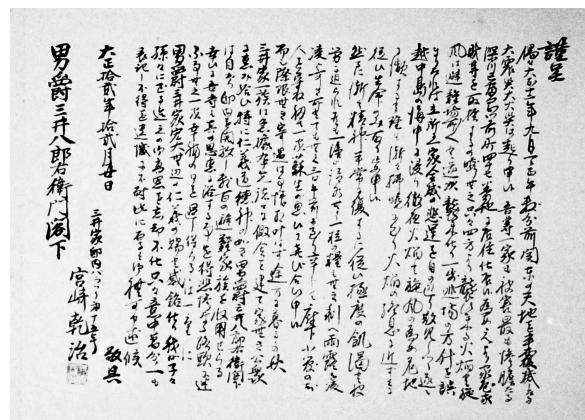


写真 5 宮崎乾治の感謝状 (三井文庫、北 1544)

ガ子供ハ常ニ（ミルク）ヲ飲料ニシテ居リマ  
シタ為夜分電氣ハナク水モ少ナクワカシ湯ヲ  
沸カス事ハ出来ズ水ヲ濡テ飲マシマシタガ之  
ニハ一番困リマシタ……三日ニ芝西応寺町山  
本工場ニ避難致シ此処ニ十二日迄御世話ニナ  
ッテ居シマシタガ、十三日ヨリ当三井家様ニ  
更ニ御世話ニ相成……種々ノ御品ヲ戴キ又子  
供ニモ絵本等下サレ遠ク外国カラ寄送サレシ  
(モウフ)並ニ着類食物等迄御心配ラレ  
………後ノ語草ニナル様詳細ニ書キノコシ置  
孫子ノ代ニナッテモ三井家様デ御世話ニナッ  
テ居ル事ヲ忘レヌ様イタシタイト存ジマス

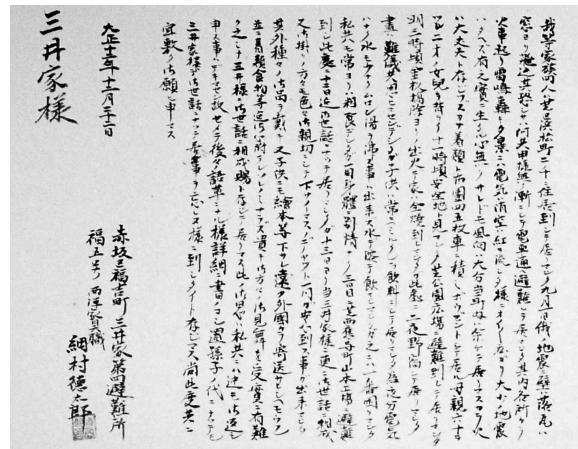


写真6 細村徳太郎の感謝状（三井文庫、北1544）

（下線、は引用者による）

家族4人芝区浜松町に住んでいたが、地震で家が壊れたので、電車通りへ避難、火事が起り、夕方には燃え広がり、生きた心地がしなかった。布団4、5枚を持って茫然自失の母親と2才の子供を抱えて芝公園に避難、翌日3日には芝金杉橋際からの出火で家は全焼、焼跡に野宿をしていたが、子供のミルクの欠乏には困った。3日に西応寺町山本工場に避難してここに12日までいた。13日から三井家避難所に入所した。いろいろなものを下され、子供には絵本も下さり、外国からの毛布なども与えられた。孫子の代まで忘れないように書き残しますというものであった。

この2例は入所までの経緯を比較的詳細に語る部類に属する。単なる感謝の言葉を連ねる感謝状が多いなかではこのバランクに入るまでの経緯が比較的詳しく語られ、珍しい部類に属するといえる。以上の例から指摘しておきたいことはここへの入所にいたるまで、あちこちと安全な場所、食物、水の与えられるところを求めて彷徨していることである。こうしたことが稀でなかったことは多くの美談集や震災体験談を紐解けば納得する。

### バラック開設情報は入手

では、彼等三井家バラックの入所者に限らず、バラック開設情報はどのようにして一般避難者に得られたのだろうか。

因みに確たる情報がないなかで配布された「震災彙報」の記事を追うと、何件かのバラック開設情報が掲載されている。それらを拾うと以下の表9のようである。「震災彙報」は青年団，在郷軍人会、病院などに対して、内務大臣官邸内の臨時震災救援事務局へ名刺を以て申し出れば、受け取れることになっていた。ただし、配布はしないと断りが付けられている。

まず、9月4日の「震災彙報」には早くも三井組からのバラック建設寄付の申し出があったと報じられている。これは、三井家の救済事業委員会が内務省に申し出たと記録される9月5日よりも1日早い。恐らく、日比谷三井集会所への避難民収容準備に着手されたことが報じられた結果と推定され

表9 「震災彙報」

日付	時間	号数	見出し	内容摘記
9月4日	午後11時	5	富豪ノ美譽	三井合名会社理事福井菊三郎及有賀長文両氏より震災避難民収容のため、日比谷、上野公園、馬場先通り牛が淵、亀井戸、その他に「バラック建設」を申出あり、材料その他不明、本4日より日比谷公園より着手の筈
9月7日	午後3時	10	罹災者ノ主ナル避難場及其ノ概数	9月5日、宮城外苑16,000人、公園屋外・不忍池畔51,300人、浅草公園7,000人、芝日ノ出町先10,000人、板橋三郷ノ原7,800人、芝公園6,700人、月島3号地10,000人
9月8日	午後6時	14	収容設備情報（9月7日）	青山外苑、芝離宮、日比谷公園などのバラック坪数、三井組寄贈分（工兵隊）、新宿御苑（清水組）、青山外苑（日本土木組合）、洲崎・小石川公園（戸田組）、上野公園（大林組）、浅草公園（安藤組及び錢高組）、猿江御料地（竹中工務店）など、坪数未定ながら、請負業者名告知情報
9月9日	午前10時	16	東京市内避難民収容ノ余地大ナリ	芝浦横川工場、清水組倉庫、高等工芸学校には10,000人、明治神宮外苑には10,000人、帝国大学、官公立学校、寺院の公共建築物に100,000人、政府バラック80,000戸建築予定、篤志家バラック建築寄付申し出多し
9月10日	午前10時	20	協調会ノ活動	9月2日より協調会館開放、1,000人の罹災者収容、災害情報案内所設置（品川停車場、芝赤羽橋際、飯田橋際、上野公園山下）
9月12日	午後1時	27	明治神宮外苑バラック完成	明治神宮外苑に10,000人収容の設備10日完成、屋外避難者の入所を目下宣伝中
9月13日	午後3時	31	東京市内バラック建築予定地	東京府、東京市、警視庁、三菱、四谷区役所、麹町三菱地所部、麹町ビルディング、麻布区三井家、深川区戸田組の坪数、戸数告知す
9月13日	午後3時	31	仮設浴場設置計画	バラック建設予定地18万人余の罹災者収容につき浴場急務につき、罹災浴場営業者に仮設浴場設置を認可
9月14日	午後7時	35	宮城平河門内避難民	平河門内避難者一時18,000人、現在1000人は三の丸馬場に収容、17日以降は学習院に移転予定。8日擬似コレラ患者発生、駒込病院に収容、伝播の虞なし
9月16日	午後1時	38	避難民集団地ノ清潔保持	14日、上野公園、芝公園など集団避難地に61人の人夫をして糞尿、塵芥の取片付
10月3日	午後3時	57	バラック居住者心得	心得3か条：自治の精神、一身一家の発展を期すること、火の元、衛生を重んじ清潔にすること、風俗を乱さぬこと
10月4日	午後3時	58	バラック居住者ノ自治組織	バラック居住者の自治組織編制は着々実行中、日比谷公園、芝離宮、明治神宮外苑などはヤヤ完成、これらは町会組織と成して、代表者を互選し内害の交渉に当たる

る。その他、行政が管轄する避難所の具体的な設置場所に関する情報が掲載されるのは9月7日である。これ以降、日を追って避難所バラックの規模、請負業者、戸数、収容予定避難者数などの情報が盛り込まれていくが、それも9月13日までであり、それ以降はバラック、あるいは仮小屋などの衛生問題に関する事になる。これは9月11日コレラ発生という事態が生じたためである。9月半ば以降はバラック建設に関する新規の情報は「震災彙報」には登場していない。恐らく、この頃までに避難民収容問題は一定の見込みが付いたのであろうと推定される。罹災者バラックの詳細生活情報を調査した協調会も4ヶ所に避難者相談所を開設しているが、こうした相談所や各県の救援所においても避難所の情報がもたらされたと思われる。

ラジオ開設は震災2年後、東京では新聞社13社のうち10社倒壊し、新聞報道が開始され始めるのは「東京朝日新聞」の場合9月13日からであったから、確かな情報として人々が信用をおいたのは臨時震災救護事務局発行の「震災彙報」ではなかったかと推定される。しかしながら、罹災者として避難所に入所すればこの段階ではいまだ食糧、水が無料で供給された段階であるから、人々は口コミ情報を頼りにより整備された避難所を求めて移動したのではないかと推定される。その一端は、三井邸今井町避難所に入所した人々の「感謝状」が今井町町会役員によって教諭されて作成されたものであったにせよ、そこに安堵感が漂うことに見出される。

## まとめに換えて

では、以上みてきた入居者はいつ頃避難所を退去し、バラック生活を脱したのだろうか。個別の事例はいまだフォローする余裕はなかったが、退去の時期について一応の見当を付けておきたい。その前に、東京市における避難民の震災発生後の9月中旬から翌年3月末までの移動状況の大まかな傾向をみておこう。警視庁『震火災統計書』に基づいて整理した真野洋介の前掲論文の表からグラフを作成した（図6）。10月末に屋内避難者が減少し、その分屋外避難者が一時的に増加するものの、全体としては震災後2ヶ月を経過したこの時期頃から焼跡への復帰が増加し、震災後半年の1924年の3月末には、ほぼ80万に近い人々が焼跡復帰を果たし、屋内・屋外避難所生活者を含めると罹災者の約3分2にあたる90万人近い人々が東京市内の焼跡に復帰した様子が窺える。

一方、避難所の撤収はどのようにであったのだろうか。前述の公設バラックすべてにわたる調査はできていないが、少なくとも1924年3月頃の状態は以下のようであったことが東京都公文書館蔵の震災関係行政資料から判明する。<sup>(8)</sup>

1924年3月段階には、小石川植物園のバラックについて大学における研究が停滞するという理由を以て帝国大学から撤去要請が出された。ただし、この時点で直ちに撤去が実現したわけではない、同年12月25日現在のバラック入所者のうち、小学校再建のためなどによる第1期バラック退去予定の世帯数は2,934であった。このうち、植物園バラックの世帯数は438あり、退去要請から9ヶ月後も依然として少なからざる人々が入所している。

この間、東京市はバラック入所者中の老齢者、貧困者などの調査を重ね、立退き困難者への対応策を考慮した模様である。しかし、1925年に入り、第2期バラック撤去の実施が図られる。ここにおいて、バラック撤去の方針が本格的に固められ、1925年3月31日を以て立ち退きすべきとの協議事項が内務省社会局から東京市長宛に通牒された。協議事項はつぎの5項にわたる。

1. 第2期バラック撤去の範囲の確定（立退き予定6602世帯）
2. 1925年3月25日までに立退きすべき旨の告知を1月中に行い、市長公印の文書を各戸に配布、受領印を徴する
3. 強制執行の時期を1925年4月1日から10日間とする
4. 同潤会による小住宅（3月31日までに建設予定）へ転住希望者を調査、申請させる
5. 撤退理由書を作成し、敷地権利者に送付。居住者の立退き延期などの陳情に対して同一步調を探らしめる。

なお、この第2期バラック撤去時期に至っても、小石川植物園入所世帯数は482であったから、ほとんどの入居者は立退きしていない状態であったと推定される。

図6にみたように、震災後半年を経過する時点に至るまでの焼跡復帰者の増加カーブの一端は、バラック立退き者による焼跡復帰が担ったであろうが、その数は全体の極く一部に過ぎない。焼跡復帰者のどの程度の人々が区画整理に直接関わっていくのかについては、田中傑氏の別稿を参照していただきたい。

なお、本稿は三井各社が義捐したバラックを中心に見てきた。東京市の公設バラックに収容された罹災者は全体の極く一部を占めるに過ぎない。圧倒的多数の人々は罹災したにもかかわらず元の居住地に自ら掘立小屋建て仮住まいとするか、または、東京都部への避難に限らず、一時的に故郷の実家あるいは親戚に身を寄せ、状況が落ち着くのを待って再び上京した人々も少なくない。こうした動きを含め避難民の動向を把握するためには更なる資料の渉猟が必要である。後日を期すことにしたい。(2009年1月19日)

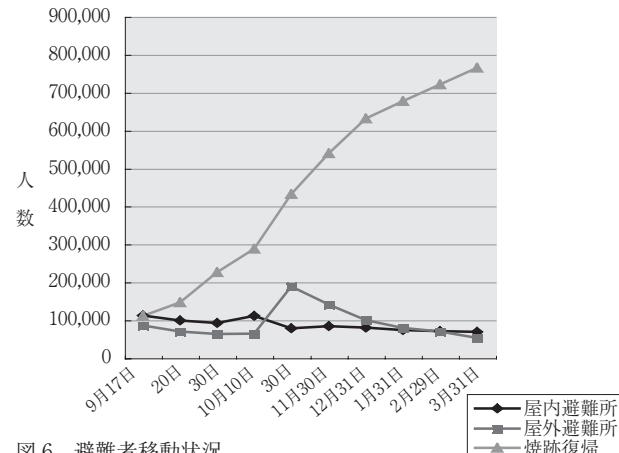


図6 避難者移動状況

出典：真野洋介前掲書表2・8・3から作成

## 注

- (1) 真野洋介「関東大震災復興期における財団法人同潤会を中心とした住環境整備プロセスに関する研究」(学位論文, 2000年)において、近代都市計画のなかにおける住環境整備の一環として同潤会アパートの設立過程とその実態追及の目的で、前提となる関東大震災時の避難民の動向を量的に追う作業が、警視庁『震火災統計書』(大正14年)、『東京府震災誌』(大正14年)、その他東京都公文書館蔵関東大震災関係資料などを駆使して克明に把握されている。しかし、真野氏の論文の主要な関心は近代都市環境の整備を細民層住宅の改善という側面から建築学史的に追及するものであって、緊急、あるいは応急対策時に人々がどのような判断に基づいて移動し、食と住とを求めたのかの実相を解明しようという視点に貫かれているわけではない。なぜ、こうした視点が必要なのかは人々の既往の社会関係が災害時どのように活性化するのか、あるいは消滅するのか、あるいは従来の価値観はこうした社会的イベントによってどのような影響を受けるのかなどを追求することが災害社会史上重要な課題となると考えるからである。
- (2) 田中傑『帝都復興と生活空間』序章における「バラック」の定義によれば、1923年勅令414号に定められた階級、構造、便所に関する決まり以外には法律的制限を受けずに建築できる建物で、区画整理着手に至る一定の期間までの存続が許可された建物とされるが、その建物(バラック)の実態は本建築と見紛うばかりの本格的なものもあり、極めて多様な実態であることに注意を促している(東京大学出版会, 2006年, pp.10~13)。
- (3) 三井文庫特660「三井家の救済事業」
- (4) 都史資料集成第6巻別冊付録『非常災害情報・バラックニ関スル調査』p11, 2005年, 以下表1~5の出典も同書による。
- (5) 一番ヶ瀬康子「『東京市社会局調査報告書』の歴史的背景とその意義」(聞き手成田龍一・岩永真治) {日本近代都市社会調査資料集成1『東京市社会局調査報告書』[別冊] SBB出版会, 1995年, 所収} では、この時期の社会調査の盛行について、昭和恐慌、大恐慌下では大学卒業者などの高学歴者への失業対策としても、彼らを社会調査の担い手として職を与えるという意味もあったと指摘されている。
- (6) 協調会『罹災者 バラック 生活実情調査』1923年10月
- (7) 今井町町会はそもそもは日清戦争戦没者有志会として発足、その後1900年東京市の条例に基づき今井町衛生組合を結成、これが母体となって震災に際して町会が結成されたものであった(『麻布区史』昭和16年, 575~576頁)。なお、こうした動きはひとり今井町に限らず、震災後東京市全体に及ぶことになった。その魁として震災1年後の1924年10月1日東京市自治記念日を期して東京市が行った既存町会組織の実態

調査報告『町内規約要領』（日本近代都市社会調査資料集成1『東京市社会局調査報告書11』大正十三年，SBB出版会，1995年，所収）には、既存町会として町会数1073（町総代を含む）、会員数253,217人の数値が挙げられている。これがさらに3年後の1927年10月1日の調査報告書『東京市町会事業概要』（東京市役所，1927年）においては町会数総計1343、会員数350,000人に増加している。個々の町会の設立主旨、沿革、組織、事業、会計などの各項にわたり詳細な調査結果がまとめられている。新規の町会結成では、関東大震災に遭遇して町内の連携の必要性を感じ結成に至ったことが一様に指摘されている。震災1周年記念に際しての大蔵の発言では復興に示された国民の復興への邁進を賞揚し、「精神作興」のフレーズの許に、その精神の持続の必要性が唱えられている。復興行政上の必要性と住民の感じる必要度にずれがあるものの、震災体験が創出したこうした気運は広く社会に共有されていた。

(8) 「雑書」(請求記号 35-B5-13)